

# さいたま市政府調達に関する苦情の処理手続細則

(平成15年7月1日さいたま市制定)

平成26年4月16日一部改正

令和3年4月1日一部改正

## 1 苦情の申し立て

### (1) 提供を行うことが可能であった者の定義

さいたま市政府調達に関する苦情の処理手続(平成15年7月1日付け市長決定。以下「手続」という。)1の供給者のうち「提供を行うことが可能であった者」とは、調達の手続への参加に関心を有し又は有していた者で、次に掲げる者を含む。

ア 入札に参加した者(提供を行った者を除く。)

(ア) 一般競争入札に参加した者

(イ) 指名競争入札に参加した者

(ウ) 随意契約手続に何らかの対応をした者

イ 入札に参加する予定はあったが、参加しなかった者

(ア) 調達手続に違反があったため入札に参加しなかった者

(イ) 調達機関が指名競争入札又は随意契約を行ったため、参加できなかった者

(ウ) 入札参加資格手続において参加を認められなかった者

ウ 入札手続(随意契約を含む。)に間接的に参加する者

### (2) 苦情の申立ての方法

手続2(1)の規定に基づく苦情の申立ては、特定調達契約苦情申立書(様式第1号)により行われるものとする。

### (3) 協議の終了

手続2(2)に基づく協議は、供給者、調達機関のいずれからも書面による通知をもって打ち切ることができる。

### (4) 協議の期間の取扱い

手続2(2)に基づく協議終了の結果、苦情が解決に至らなかった場合には、協議に要した期間は苦情申立期間の進行が停止するものとし、その期間は苦情申立期間から除外する。

## 3 期間について

### (1) 市の休日の定義

市の休日とは、さいたま市の休日を定める条例(平成13年条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日をいう。

## 4 参加者について

### (1) 参加の意思の通知

手続4(3)に基づく参加の意思は、特定調達契約苦情処理手続への参加希望通知書(様式第2号)により委員会に通知しなければならない。

### (2) 参加の通知の取下げ

手続4（4）の規定に基づく取下げは、特定調達契約苦情処理手続への参加希望取下げ書（様式第3号）により行わなければならない。

- （3）委員会は、手続4（4）の規定に基づく取下げがあった場合には、当事者に対し、遅滞なく、書面をもって、その旨を通知しなければならない。

## 5 関係調達機関の定義

手続4（2）の「関係調達機関」とは、「当該苦情に係る調達を行った機関」として、「課相当」を示すものとし、次のとおりの区分とする。

### （1）財政局契約管理部契約課

- ア 苦情申立てが、競争入札参加資格業者の登録に関するもの
- イ 苦情申立てが、財政局契約管理部契約課で扱う建設工事、建設工事に伴う設計等の委託業務、物品調達であって、競争入札参加資格の確認又は入札結果に関するもの

### （2）水道局業務部管財課

苦情申立てが、水道局業務部管財課で扱う工事、委託、物品調達であって、競争入札参加資格の確認又は入札結果に関するもの

### （3）各部担当課等（入札を実施した課所のことをいう。）

苦情申立てが、入札を実施した案件に対する入札結果に関するもの

### （4）各業務所管課

苦情申立てが、前3項に掲げる以外のもの

## 6 苦情の検討の手続について

### （1）郵送に係る苦情申立ての期限

手続5（1）に基づく苦情申立ての書類が郵便により提出された場合には、その郵便物の通信日付印より表示された日（その表示がない場合又はその表示が明瞭でない場合には、その郵便物について通常要する郵送日数を基準としたときにその日に相当するものと認められる日）に提出されたものとみなす。

### （2）10作業日の緩やかな解釈

手続5（3）に基づく苦情申立ての却下については、10日間では判断困難なこともあり得るので、申立て後「10作業日」以内に却下することを原則とするが、個別事情に応じ、あくまで例外的措置として「申立て後10作業日」を超えた場合も却下することができる。

### （3）誤った教示をした場合の救済

関係調達機関又はさいたま市入札監視・苦情検討委員会が誤って所定の期間よりも長い期間を苦情申立期間として教示した場合であって、その教示された期間内に苦情申立てがされたときは、当該苦情は、所定の苦情申立期間に申し立てられたものとみなす。

### （4）苦情申立てを受理した場合の公示方法

手続5（6）の規定に基づく公示は、「苦情申立てを受理した場合の公示方法について」（平成15年7月15日付けさいたま市入札監視・苦情検討委員会委員長決定）により行う。

### （5）代理人についての承認の申請の方式等

ア 弁護士である代理人の権限を証明する手続5（8）クの書面には、代理人の所属する弁護士会の名称及び代理人の事務所を記載しなければならない。

イ 弁護士以外の者を代理人とすることについて手続5（8）カの承認を求める場合には、その者の氏名、職業、当事者との関係その他代理人として適当であるか否かを知るに足りる事項を記載した書面をもって行わなければならない。

ウ イの書面には、代理人の権限を証明する手続5（8）クの書面を添付しなければならない。

(6) 補佐人についての承認の申請の方式

手続5（8）コの承認を求める場合には、その者の氏名、職業、当事者との関係その他補佐人として適当であるか否かを知るに足りる事項を記載した書面をもって行わなければならない。

(7) 利害関係を有する者の定義

手続5（8）タの「当該調達に関して実質的な利害関係を有する者」とは、当該調達過程に技術者、アドバイザー、建築士等として関与した者又は苦情申立人と縁故関係を含む人事上のつながりのある者をいう。

(8) 苦情の申立ての取下げ

ア 手続5（9）の規定に基づく取下げは、特定調達契約苦情申立取下げ書（様式第4号）により行わなければならない。

イ 委員会は、手続5（8）の規定に基づく取下げがあった場合には、当事者に対し、遅滞なく、書面をもって、その旨を通知しなければならない。

(9) 関係調達機関の報告書の当事者以外への非公開

委員会は、苦情申立人及び参加者に対し、手続5（10）アの規定に基づく報告書の内容について当事者以外に公表しないように要請する。

(10) 商業上の秘密情報の定義

手続5（10）ウの「商業上の秘密情報」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって公然と知られていないものをいう。

7 検討の結果及び提案について

手続6（1）及び6（2）の規定による報告書及び提案書の公表方法については、委員会が別に定める。

8 苦情の受付及び処理の状況の公表について

手続8の規定に基づく公表は、「政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表方法について」（平成26年4月16日付け市長決定）により行う。

附 則

この細則は、さいたま市が、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）第1条に規定されている附属書Iの付表2に掲げる地方政府の機関として効力が生ずる日から施行する。

		受付番号	
<p>特定調達契約苦情申立書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先) さいたま市入札監視・苦情検討委員会</p> <p style="text-align: center;">郵便番号 住所 (ふりがな) 申立者 商号又は名称 (ふりがな) 代表者 電話番号 FAX 番号 (ふりがな) 担当者氏名</p> <p>さいたま市政府調達に関する苦情の処理手続 2(1)の規定により、次のとおり苦情申立てをします。</p>			
申立てに係る調達	<p>年 月 日付さいたま市公告(調達)第 号</p> <p>により公告された 課の行う(行った)調達</p>		
苦情の内容	<p>(できるだけ具体的に記入し、内容がわかる資料等を添付してください)</p>		
<p>これまでに、調達機関に対し、上記内容を相談されましたか。</p>	<p>1) はい (いつ、どこにですか。)</p> <p>2) いいえ</p>		

※ 申立ては、匿名では受け付けることができませんのでご注意ください。

※ 苦情申立ての受理の公示に係る苦情申立人氏名公表の可否 ( 可 ・ 否 )  
(公示については、匿名とすることができます。) ※必ず苦情申立人に確認

特定調達契約苦情処理手続への参加希望通知書

年 月 日

(あて先) さいたま市入札監視・苦情検討委員会

郵便番号

住所

(ふりがな)

申立者 商号又は名称

(ふりがな)

代表者

電話番号

FAX 番号

(ふりがな)

担当者氏名

年 月 日付け公示がありました苦情につきましては、苦情処理手続に参加を希望しますので、さいたま市政府調達に関する苦情の処理手続4(1)の規定により通知します。

参加希望の苦情	さいたま市入札監視・苦情検討委員会公示第 号		
調 達 機 関		苦情受付番号	第 号
参 加 の 趣 旨 及 び 理 由			
利 害 の 内 容			

※ 申立ては、匿名では受け付けることができませんのでご注意ください。

特定調達契約苦情処理手続への参加希望取下げ書

年 月 日

(あて先) さいたま市入札監視・苦情検討委員会

郵便番号

住所

(ふりがな)

申立者 商号又は名称

(ふりがな)

代表者

電話番号

FAX 番号

(ふりがな)

担当者氏名

さいたま市政府調達に関する苦情の処理手続 4 (4) の規定により、次のとおり特定調達契約苦情処理手続への参加希望を取り下げます。

<p>苦情に係る 調達名</p>			
<p>調達機関</p>		<p>苦情受付番号</p>	<p>第 号</p>
<p>取り下げる 理由</p>			

特定調達契約苦情申立て取下げ書

年 月 日

(あて先) さいたま市入札監視・苦情検討委員会

郵便番号

住所

(ふりがな)

申立者 商号又は名称

(ふりがな)

代表者

電話番号

FAX 番号

(ふりがな)

担当者氏名

さいたま市政府調達に関する苦情の処理手続 5 (9) の規定により、次のとおり  
特定調達契約苦情申立てを取り下げます。

<p>苦情に係る 調達名</p>			
<p>調達機関</p>		<p>苦情受付番号</p>	<p>第 号</p>
<p>取り下げる 理由</p>			